ICT専任講師登録制度について

資料－1

○ICT専任講師登録制度は、ICT技術の先駆者を「ICT専任講師」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、ICT活用工事の普及促進を図るとともに、 ICT技術の内製化を推進することを目的に、平成３０年から開始。
○当初は協会からの推薦を受けた１０名でスタート。R8.7現在３１名が登録。
○実施要領は過去２度改定しており、令和６年度の改定は、直轄工事以外への拡大を図るために改定。

■概要 ・依頼者が「ICT専任講師」及び「支援区分」を選定し依頼

支援区分Ⅰ
①
３次元起工測量



ドローンやTLSによる
高効率な3次元測量

支援区分Ⅱ
②
３次元設計データ作成

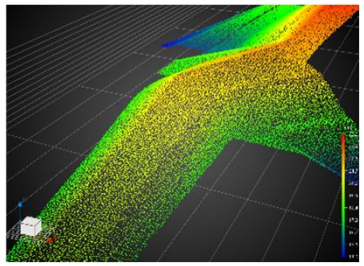

発注図書（図面）から
3次元設計データを作成

支援区分Ⅲ
③
ＩＣＴ建設機械による施工



3次元設計データによりICT
建設機械にて施(MC/MG)

支援区分Ⅳ
④
３次元出来形管理等の施工管理

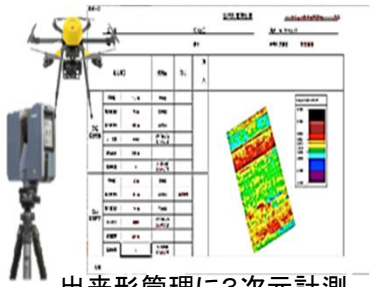

出来形管理に3次元計測
技術を活用

⑤
３次元データの納品

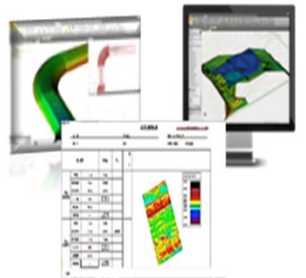

作成、利用した3次元設計
データの納品

総合マネジメント（施工計画）

支援区分Ⅴ

※支援区部Ⅰ～ⅤはICT専任講師名簿内のICT能力区分のことをいう。

■令和４年度の実施要領改定概要
・名称変更（i-Construction推進本部⇒インフラDX推進本部会議）
・応募資格追加（会社に属さない個人事業主への拡大）

■令和６年度の実施要領改定概要
・登録要領（申請）と実施要領（活用）に分割
・応募資格の「過去10年間、四国在住」を削除、暴排事項の追加
・ICT専任講師への依頼費用を依頼者とICT専任講師で協議に変更
・ICT専任講師区分に、支援区分「ICT建設機械」と支援地域の追加

ICT専任講師登録制度　登録要領　実施要領　改定(案)

○更なるICT活用工事の普及促進を図るとともに、ICT技術の内製化を推進することが必要であるが、これまでの<u>四国の活動報告件数は、２１件と少ない状況</u>であり、ICT専任講師登録制度の活性化が必要。

○活動件数が多い地整の要領など他の地整の要領を参考にしつつ、<u>依頼しやすい要領に改正する</u>。あわせて、登録内容の変更や抹消規定など運営上必要な項目も追加する。

■各地整等の概要

地方整備局等	制度名称	制度開始	支援分野/区分	登録数	活動件数
81北海道	ICT・BIM/CIMアドバイザー制度	R6.3	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理　⑤総合マネジメント　⑥BIM/CIM　⑦デジタル技術を活用した監督・検査　⑧遠隔化等　⑨stageⅡ　⑩小規模工事	企業：48社	35件
82東北地整	ICTサポーター認定制度	R4.4	①調査・測量・施工管理　②設計　③施工　④維持管理 ⑤防災　⑥その他	企業：89社	989件
83関東地整	関東地方整備局ICTアドバイザー制度	R2.9	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理　⑤総合マネジメント　⑥ICT施工の研修・講習会	企業：60社	689件
84北陸地整	北陸地方整備局ICTアドバイザー制度	R8.7	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元施工管理　⑤総合マネジメント　⑥ICT施工の研修・講習会	―	―
85中部地整	ICTアドバイザー登録制度	H29.3	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理　⑤BIM/CIM　⑥総合マネジメント	講師：72名	344件
86近畿地整	ICTアドバイザー制度	R7.12	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理　⑤総合マネジメント　⑥ICT施工の研修・講習会	― （企業：17社）	―
87中国地整	中国ICTサポート制度	R2.1	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理等の施工管理　⑤総合マネジメント（施工計画）	企業：80社	22件
88四国地整	ICT専任講師登録制度	H30.12	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理等の施工管理　⑤総合マネジメント	講師：25名 （講師：28名）	10件 （21件）
89九州地整	ICTアドバイザー制度	R3.9	①３次元計測　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元施工管理　⑤総合マネジメント　⑥ICT施工の研修・講習会	企業：56社	162件
90沖縄	沖縄地方ICTアドバイザー制度	R7.4	①３次元測量　②３次元設計データ作成　③ICT建設機械による施工 ④３次元出来形管理　⑤総合マネジメント　⑥ICT施工の研修・講習会	―	―

※事務局調べ　※登録数、活動件数はR7.3時点。()内は、R8.3時点

■主な改定内容（案）

＜登録要領＞

１．ＩＣＴ能力区分に「ＩＣＴ施工の研修・講習会」を追加
２．登録の変更及び抹消事項を追加
３．遵守事項の追加
４．名簿形式の変更

＜実施要領＞

１．依頼者が、実施要領だけの確認で依頼できる必要事項を追加。
２．実施報告書の簡略化

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
Ｉ Ｃ Ｔ専任講師登録制度 【登録要領】 i-Construction 四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議 四国ＩＣＴ施工活用促進部会 **令和６年１２月**	（改正案） Ｉ Ｃ Ｔ専任講師登録制度 【登録要領】 i-Construction 四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議 四国ＩＣＴ施工活用促進部会 **令和８年●●月**	

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
１．背景 今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。 このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成２８年を「生産性革命元年」と位置づけ建設生産プロセス全体で生産性を向上させるi-Construction の取り組みを開始した。 i-Construction の「ＩＣＴの全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」の取り組みは、国土交通省のトップランナー施策として位置づけられている。 四国地方整備局においては、土工を平成２８年度に本格導入し、平成２９年度から舗装工に展開し、平成３０年度からは浚渫工（河川）、インフラ空間把握技術を展開し、ＩＣＴを全面的に活用する工事を推進しているところである。 起工測量（設計）、施工、出来形管理、検査、及び工事完成図や施工管理の記録や関係書類について、３次元データを一貫して活用することにより、建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものである。また、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事の発注機関への普及が今後の課題となっている。	**１．背景** 今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。 このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成２８年を「生産性革命元年」と位置づけ建設生産プロセス全体で生産性を向上させるi-Construction の取り組みを開始した。 i-Construction の「ＩＣＴの全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」の取り組みは、国土交通省のトップランナー施策として位置づけられている。 四国地方整備局においては、土工を平成２８年度に本格導入し、平成２９年度から舗装工に展開し、平成３０年度からは浚渫工（河川）、インフラ空間把握技術を展開し、ＩＣＴを全面的に活用する工事を推進しているところである。 起工測量（設計）、施工、出来形管理、検査、及び工事完成図や施工管理の記録や関係書類について、３次元データを一貫して活用することにより、建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものである。また、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事の発注機関への普及が今後の課題となっている。	
２．本制度の目的 「ＩＣＴの全面的な活用」の受注者が、自主的に技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ＩＣＴの先駆者を「ＩＣＴ専任講師」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、更なるＩＣＴ活用工事の普及促進を図るとともにＩＣＴの内製化を推進することを目的とする。 ＩＣＴの活用について、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面においてサポートするものである。	**２．本制度の目的** 本制度は、四国地方におけるＩＣＴ施工の普及促進を図るとともにＩＣＴの内製化を推進することを目的とし、幅広く一般に導入できる状況を目指し、自主的に技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ＩＣＴの先駆者を「ＩＣＴ専任講師」として登録し、発注者や施工者等が持つ技術的な疑問点や課題等について、必要な時に実践的な支援等が受けられる体制を構築するものである。	・明確化
３．ＩＣＴ専任講師 ＩＣＴの先駆者をＩＣＴ専任講師として、四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議に登録を行い「ＩＣＴ専任講師登録名簿」を四国地方整備局i-Construction推進ホームページ（以下、「四国地整i-Construction HP」という）に掲載する。 ＩＣＴの支援等を必要とする発注者（自治体や特殊法人等）や受注者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等）が、四国地整i-Construction HPに掲載する「ＩＣＴ専任講師登録名簿」の内容を参照し、条件に合うＩＣＴ専任講師から相談や助言、技術的指導を依頼する時に参考とすることができる。 依頼方法は、別冊の「ＩＣＴ専任講師登録制度【実施要領】」による。	**３．ＩＣＴ専任講師の活動内容** ＩＣＴ専任講師は、ＩＣＴ施工等の支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の区分について相談や助言、技術的指導（以下「技術支援等」という。）を行う。 なお、依頼方法は、別冊の「ＩＣＴ専任講師登録制度【実施要領】」による。 ①３次元起工測量（測量から点群データ作成） ＵＡＶ やレーザースキャナー等「３次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた３次元測量に関する技術支援等。 ②３次元設計データ作成 ３次元設計データ作成に関する技術支援等。 ③ＩＣＴ建設機械による施工関係 ＩＣＴ建設機械を用いた施工に関する技術支援等。 ④３次元出来形管理等の施工管理 ＵＡＶやレーザースキャナー等「３次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた出来形・品質等の管理に関する技術支援等。 ⑤総合マネジメント（施工計画） 「ＩＣＴの全面的な活用」の技術・費用・工期等の生産性向上についての施工計画などの工事全体的なマネジメントの支援を行うものである。 ⑥ＩＣＴ施工の研修・講習会 四国地方整備局や依頼者が実施する研修・講習会等に対する協力。	・明確化 ・活動内容を明確化 ・⑥追加 ※普及促進には欠かせないものであるため

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
４．公募 （１）公募区分（ＩＣＴ能力区分） ＩＣＴ専任講師の登録は、以下に示すⅠ～Ⅴの個々の区分、もしくは２区分以上の組み合わせによるＩＣＴ能力区分により行う。 ＩＣＴ能力区分Ⅰ　・・・　３次元起工測量（測量から点群データ作成） ＩＣＴ能力区分Ⅱ　・・・　３次元設計データ作成 ＩＣＴ能力区分Ⅲ　・・・　ＩＣＴ建設機械による施工関係 ＩＣＴ能力区分Ⅳ　・・・　３次元出来形管理等の施工管理 ＩＣＴ能力区分Ⅴ　・・・　総合マネジメント（施工計画） ※Ⅰ～Ⅳの区分は、「ＩＣＴの全面的な活用」おいて、より専門的なアドバイス等が実施可能なものする。 ※Ⅴの区分の総合マネジメントは「ＩＣＴの全面的な活用」の技術・費用・工期等の生産性向上についての施工計画などの工事全体的なマネジメントの支援を行うものである。	**４．公募** ＩＣＴ専任講師登録の公募区分及び登録資格は以下のとおりとする。 （１）公募区分（ＩＣＴ能力区分） ＩＣＴ専任講師の登録区分は、以下に示すとおりとする。 ＩＣＴ能力区分Ⅰ　・・・　３次元起工測量（測量から点群データ作成） ＩＣＴ能力区分Ⅱ　・・・　３次元設計データ作成 ＩＣＴ能力区分Ⅲ　・・・　ＩＣＴ建設機械による施工関係 ＩＣＴ能力区分Ⅳ　・・・　３次元出来形管理等の施工管理 ＩＣＴ能力区分Ⅴ　・・・　総合マネジメント（施工計画） ＩＣＴ能力区分Ⅵ　・・・　ＩＣＴ施工の研修・講習会	・明確化 ・3.に伴い追加
（２）応募資格 登録できる技術者は、以下の（A）または（B）の条件を満たすものとする。 ただし、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 （A）会社に所属する者 測量会社、建設コンサルタント会社、又は建設会社等に所属し、ＩＣＴに関する専門知識を持ち、４（１）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。 １）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属会社と技術者個人の両方の実績を有すること。 または、ＩＣＴ施工の技術開発に係わる会社と技術者であること。 ①ＩＣＴ工事又は業務を実施（元請け又は下請） ②Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣのＩＣＴ能力区分における実績 ※会社の実績かつ技術者の実績をそれぞれ１件以上有すること。 （B）会社に所属しない個人事業主 個人事業主の場合、４（１）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。 １）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属していた会社と技術者個人の両方の実績を有すること。 または、ＩＣＴ施工の技術開発に係わる会社と技術者の経験を有するもの。 ①　ＩＣＴ工事又は業務の経験者（元請け又は下請け） ②Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣのＩＣＴ能力区分における実績 ※所属していた会社での実績かつ技術者の実績をそれぞれ１件以上有すること。	（２）登録資格 登録できる技術者は、以下の（A）または（B）の条件を満たすものとする。 また、以下の（ア）～（ウ）の要件も満たすものとする。 （A）会社に所属する者 測量会社、建設コンサルタント会社、又は建設会社等に所属し、ＩＣＴに関する専門知識を持ち、３．に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。 １）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属会社と技術者個人の両方の実績を有すること。 または、ＩＣＴ施工の技術開発に係わる会社と技術者であること。 ①ＩＣＴ工事又は業務を実施（元請け又は下請） ②Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣのＩＣＴ能力区分における実績 ※会社の実績かつ技術者の実績をそれぞれ１件以上有すること。 （B）会社に所属しない個人事業主 個人事業主の場合、３．に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。 １）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属していた会社と技術者個人の両方の実績を有すること。 または、ＩＣＴ施工の技術開発に係わる会社と技術者の経験を有するもの。 ②　ＩＣＴ工事又は業務の経験者（元請け又は下請け） ②Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣのＩＣＴ能力区分における実績 ※所属していた会社での実績かつ技術者の実績をそれぞれ１件以上有すること。 （ア）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 （イ）会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ウ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。	・要件追加 ※競争入札等の参加条件にあわすため

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
（３）提出資料 「登録申請書」と「業務計画書・施工計画書等の実績を確認できる資料」を８．「ＩＣＴ専任講師登録制度」事務局まで郵送、持参、又は、電子メールにて提出すること。	（３）提出資料 以下の①、②の資料を８．ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局まで電子メール又は郵送（書留に限る）にて提出すること。 ①登録申請書（別記様式１） ②実績を確認できる資料 ・４．（２）（Ａ）又は（Ｂ）に示す実績を確認できる業務計画書・施工計画書等の資料	・可読性向上
５．受付及び登録【別紙－１「ＩＣＴ専任講師手続きフロー」参照】 （１）公募受付 公募受付は、随時行う。 ただし、登録手続きは４月１０日、７月１０日、１０月１０日、１月１０日までを期日とし、登録可否の審査に移行する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）	**５．受付及び登録** 手続きのフローは「ＩＣＴ専任講師登録制度手続きフロー」（別紙―１）のとおり。 （１）公募受付 公募受付は、随時行う。 ただし、登録手続きは４月１０日、７月１０日、１０月１０日、１月１０日までを期日とし、登録可否の審査に移行する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）	・適正化
（２）登録方法 提出された資料は、四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議　四国ＩＣＴ施工活用促進部会事務局により登録可否の審査を行う。	（２）登録可否の審査 提出された資料は、四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議　四国ＩＣＴ施工活用促進部会事務局により登録可否の審査を行う。 部会長は審査の結果、ＩＣＴに関する専門知識を持ち、３．に示す内容の支援を実施できると認められた者をＩＣＴ専任講師として登録する。	・明確化
（３）登録通知 応募者に対し、各期日の月末までに登録・非登録の通知を申請書の連絡先へ郵送、持参、又は、電子メールにより行う。 非登録の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して５日（土日、祝日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。	（３）登録通知 応募者に対し、各期日の月末までに登録・非登録の通知を申請書の連絡先へ郵送、持参、又は、電子メールにより行う。 非登録の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して５日（土日、祝日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。	
（４）四国地整i-Construction HPへの掲載 登録されたＩＣＴ専任講師は、「ＩＣＴ専任講師名簿」【別紙－２参照】にとりまとめ、登録した翌月の月初めから、四国地整i-Construction HPに掲載する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。） 掲載ＵＲＬ：http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/index.html	（４）四国地整i-Construction HPへの掲載 登録されたＩＣＴ専任講師は、「ＩＣＴ専任講師名簿」（別紙－２）にとりまとめ、登録した翌月の月初めから、四国地整i-Construction HPに掲載する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。） 掲載ＵＲＬ：http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/index.html	
（５）登録期間 ＩＣＴ専任講師の任期は設けない。ただしＩＣＴ専任講師から登録解除の申し出があった場合は、登録解除が可能とする。	（５）登録期間 登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。 （６）活動の休止 ＩＣＴ専任講師は、４．（２）（ア）に該当した場合は、活動を休止するものとする。 部会長は、必要と判断した場合、ＩＣＴ専任講師に活動の休止を求めることができるものとする。 （７）登録の変更及び抹消 ＩＣＴ専任講師は、連絡先等登録事項に変更が生じた場合又は登録解除の申し出を行う場合は、速やかに報告しなければならない。手続きは応募受付の手続きに準じるものとする。 登録を受けたＩＣＴ専任講師登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、ＩＣＴに関する技術支援等が実施できないと認めたとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。	・明確化 ・（６）追加 ※活動休止を求めることが必要な場合があるため ・（７）追加 ※登録内容に変更が生じることもあるため。また、登録を抹消する必要が生じることもあるため。

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
６．実施状況報告 ＩＣＴ専任講師は支援実施後、「実施報告書」により実施状況のとりまとめを行い、「ＩＣＴ専任講師登録制度」事務局まで報告するものとする。 報告方法は、別冊の「ＩＣＴ専任講師登録制度【実施要領】」による。	**６．実施状況報告** ＩＣＴ専任講師は、依頼者からの内容を確認したうえで、技術支援等の可否を判断するものとし、実施する場合には、支援実施後、「実施報告書」をＩＣＴ専任講師登録制度 事務局まで報告するものとする。 なお、実施報告書については、活動報告として「四国地整i-Construction HP」へ掲載する予定であるが、掲載を希望しない場合には提出様式にその旨記載すること。 報告様式や報告方法は、別冊の「ＩＣＴ専任講師登録制度【実施要領】」による。	・明確化
７．内容についての質問 本制度の質問は、８．「ＩＣＴ専任講師登録制度」事務局までとする。	**７．その他** （１）遵守事項 ①　ＩＣＴ技術の先駆者である「ＩＣＴ専任講師」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、四国地方における i-Construction の推進に尽力すること。 ②　ＩＣＴ専任講師の信用を失墜させるような行為を行わないこと。 ③　ＩＣＴ専任講師は、技術支援等において知り得た情報は適切に管理すること。また、事務局への報告を除き、技術支援等において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。 （２）費用負担 技術支援等に対する費用はＩＣＴ専任講師と依頼者で協議し決定するものとする。	・（１）追加 ※遵守する事項を明文化するため ・（２）追加 ※明確化させる必要があるため
８．「ＩＣＴ専任講師登録制度」事務局 〒７６０－８５５４　香川県高松市サンポート３－３３ 四国地方整備局　企画部　技術管理課、施工企画課 電 話：０８７－８１１－８３１２ ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：icon-s88ok@mlit.go.jp （四国地整 インフラＤＸ四国相談室）	**８．ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局** 本要領に関する質問・問い合わせ先は、以下のとおりとする。 ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局 〒７６０－８５５４　香川県高松市サンポート３－３３ 四国地方整備局　企画部　技術管理課、施工企画課 電 話：０８７－８１１－８３１２（施工企画課直通） メールアドレス：icon-s88ok@mlit.go.jp （四国地整 インフラＤＸ四国相談室）	・明確化
（付則） 本要領は、平成３０年　９月２８日施行 令和　４年　７月２６日改訂 令和　６年１１月２９日改訂	（付則） 本要領は、平成３０年　９月２８日施行 令和　４年　７月２６日改訂 令和　６年１１月２９日改訂 令和　８年　●月　●日改正	

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行

（登録申請書）

募集の名称：ＩＣＴ専任講師登録制度

標記について、登録申請書を提出します。

令和　　年　　月　　日

住所
電話番号
会社名

代表者

（連絡者）
郵便番号
住所
担当部署名
氏名
ＴＥＬ
E-mail

（登録技術者）

氏名	生年月日
所属・役職	
支援地域 □-徳島県　□-香川県　□-愛媛県　□-高知県	
企業区分 □-測量会社　□-建設コンサルタント会社　□-建設会社　□-その他（　　）	
ＩＣＴ能力区分 □-Ⅰ．３次元起工測量（測量から点群データ作成）□-Ⅱ．３次元設計データ作成 □-Ⅲ．ＩＣＴ建設機械による施工関係　□-Ⅳ．３次元出来形管理等の施工管理 □-Ⅴ．総合マネジメント（施工計画） （※該当する区分の□にチェックを入れてください。）	

1／3　　四国ICT施工活用促進部会

改正案

（別記様式１－１）

登録申請書

募集の名称：ＩＣＴ専任講師登録制度

標記について、登録申請書を提出します。

令和　　年　　月　　日

住所
電話番号
会社名

代表者

（連絡者）
郵便番号
住所
担当部署名
氏名
ＴＥＬ
E-mail

（登録技術者）

氏名	生年月日
所属・役職	
支援地域 □-徳島県　□-香川県　□-愛媛県　□-高知県	
企業区分 □-測量会社　□-建設コンサルタント会社　□-建設会社　□-その他（　　）	
ＩＣＴ能力区分 □-Ⅰ．３次元起工測量（測量から点群データ作成）□-Ⅱ．３次元設計データ作成 □-Ⅲ．ＩＣＴ建設機械による施工関係　□-Ⅳ．３次元出来形管理等の施工管理 □-Ⅴ．総合マネジメント（施工計画）　□-Ⅵ．ＩＣＴ施工の研修・講習会 （※該当する区分の□にチェックを入れてください。）	

改正理由

・様式名追加

・要領改正にあわせ区分を追加

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行

（会社の実績）

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
履行期間（工期等）	
発注機関名	

（登録技術者の実績）

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
ＩＣＴ能力区分	□-Ⅰ　□-Ⅱ　□-Ⅲ　□-Ⅳ　□-Ⅴ
業務・工事の概要	
担った役割	
ＩＣＴ専任講師としての目標と抱負	

（※会社・登録技術者の実績が複数有る場合は、表を追加して記載してください。

2／3　　四国ICT施工活用促進部会

改正案

（別記様式１－２）

（会社の実績）

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
履行期間（工期等）	
発注機関名	

（登録技術者の実績）

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
ＩＣＴ能力区分	□-Ⅰ　□-Ⅱ　□-Ⅲ　□-Ⅳ　□-Ⅴ　□-Ⅵ
業務・工事の概要	
担った役割	
ＩＣＴ専任講師としての目標と抱負	

（※会社・登録技術者の実績が複数有る場合は、表を追加して記載してください。

改正理由

・様式名追加

・要領改正にあわせ区分を追加

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
	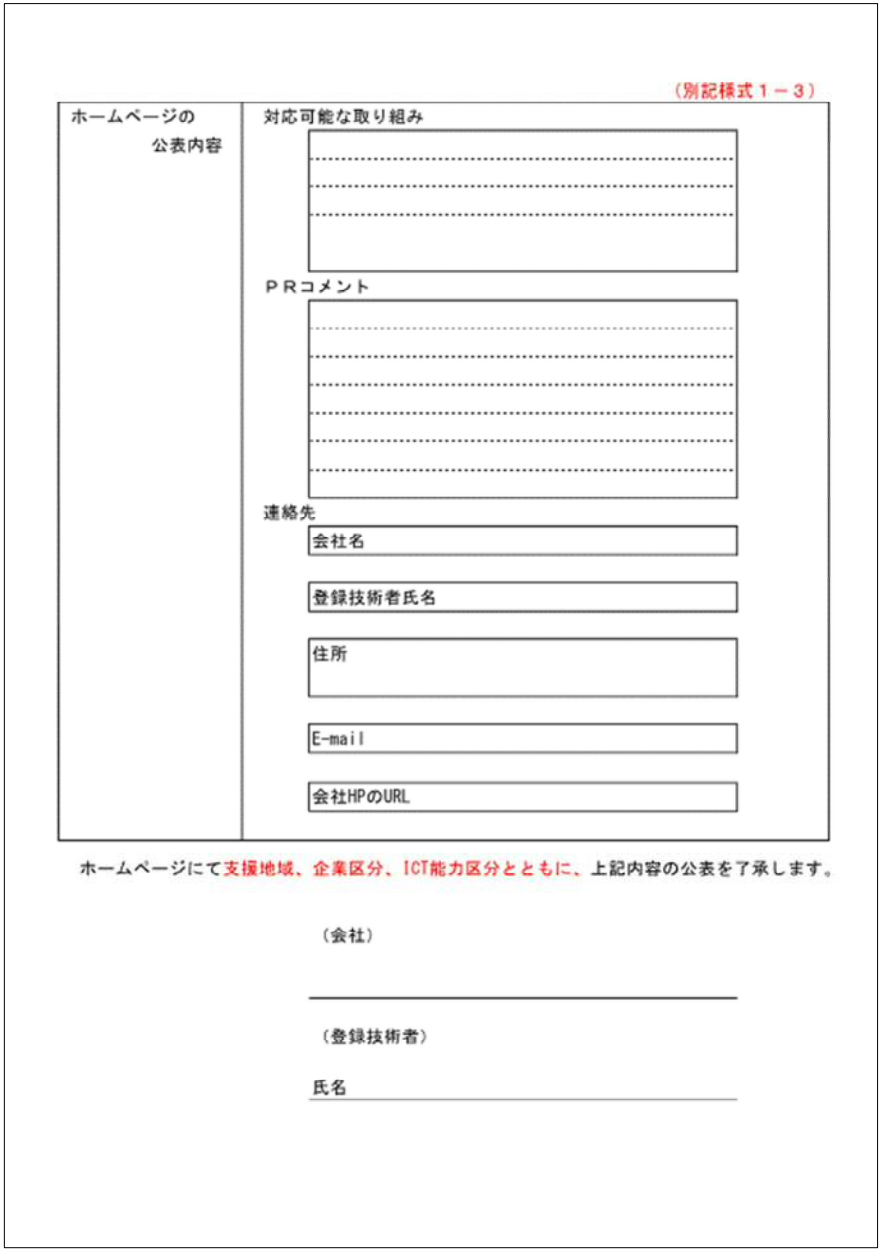	・様式名追加 ・明確化

ICT 専任講師登録制度【登録要領】の改正について

現行

別紙－１

ＩＣＴ専任講師手続きフロー

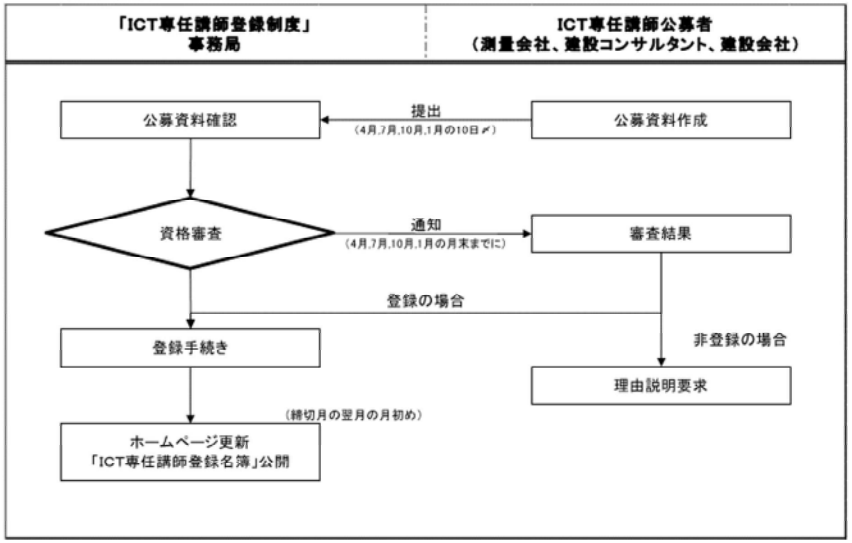

別紙－２

ICT専任講師名簿

令和 ○年 ○月○○日現在

四国地方整備局インフラDX推進本部会議 四国ICT施工活用促進部会

会社名	支援地域				企業区分				ICT能力区分						ICT専任講師名	連絡先情報				企業ホームページ
	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	測量会社	コンサルタント	建設会社	その他	I 3次元起工測量	II ICTアドバンストレベル	III ICT建設機械	IV 3次元出来形管理	V 3次元データ活用工事発注者管理	VI 総合マネジメント		メールアドレス	電話番号	所在地（市町まで）	連絡先	
（株）■■測量	●	●			●				●	●	●	●	●	●	徳島 ■■	takushima@******.co.jp	088-000-0000	徳島県徳島市	■■ ■■	http://■■・・・・・
（株）◇◇	●	●	●	●					●	●	●		●		那賀川 ◇◇	nakagawa@******.co.jp	0884-00-0000	徳島県阿南市	◇◇ ◇◇	https://www.◇◇・・・・・
△△コンサルタント（株）		●				●			●	●		●			高松 △△	takamatsu@******.co.jp	087-000-0000	香川県高松市	△△ △△	https://△△・・・・・
（株）★★	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	丸亀 ★★	marugame@******.co.jp	0877-00-0000	香川県丸亀市	★★ ★★	https://www.★★・・・・・
▲▲（株）			●						●			●			松山 ▲▲	matsuyama@******.co.jp	089-000-0000	愛媛県松山市	▲▲ ▲▲	https://www.▲▲・・・・・
○●建設（株）			●					●		●	●		●	●	大洲 ○●	oozu@******.co.jp	0893-00-0000	愛媛県大洲市	○● ○●	http://○●・・・・・
（株）□□建設				●				●		●	●			●	宿毛 □□	sukumo@******.co.jp	0880-00-0000	高知県宿毛市	□□ □□	https://□□・・・・・
（株）◎◎◎コンサルタント		●		●		●			●	●		●			高知 ◎◎	kochi@******.co.jp	088-000-0000	高知県高知市	◎◎ ◎◎	https://◎◎・・・・・

改正案

（別紙－１）

ICT専任講師登録制度　手続きフロー

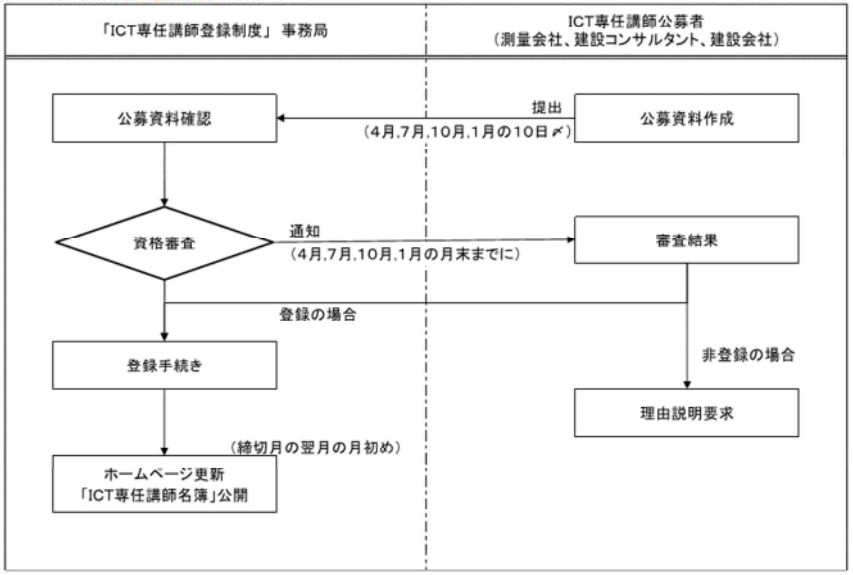

（別紙－２）

ICT専任講師名簿

令和 ○年 ○月○○日現在

四国地方整備局インフラDX推進本部会議 四国ICT施工活用促進部会

支援地域				ICT能力区分							ICT専任講師名	対応可能な取り組み	PRコメント	連絡先情報			会社名	企業区分				ホームページ
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	I 3次元起工測量	II ICTアドバンストレベル	III ICT建設機械	IV 3次元出来形管理	V 3次元データ活用工事発注者管理	VI 総合マネジメント	研修・講習会				メールアドレス	電話番号	所在地（市町まで）		測量会社	コンサルタント	建設会社	その他	
●	●			●	●	●	●	●	●		徳島 ■■			takushima@******.co.jp	088-000-0000	徳島県徳島市	（株）■■測量	●				http://■■・・・・・
●	●	●	●	●	●		●		●		那賀川 ◇◇			nakagawa@******.co.jp	0884-00-0000	徳島県阿南市	（株）◇◇				●	https://www.◇◇・・・・・
	●			●	●		●		●		高松 △△			takamatsu@******.co.jp	087-000-0000	香川県高松市	△△コンサルタント（株）		●			https://△△・・・・・
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		丸亀 ★★			marugame@******.co.jp	0877-00-0000	香川県丸亀市	（株）★★				●	https://www.★★・・・・・
		●				●			●		松山 ▲▲			matsuyama@******.co.jp	089-000-0000	愛媛県松山市	▲▲（株）					https://www.▲▲・・・・・
		●		●	●		●	●	●		大洲 ○●			oozu@******.co.jp	0893-00-0000	愛媛県大洲市	○●建設（株）				●	http://○●・・・・・
			●	●	●		●		●		宿毛 □□			sukumo@******.co.jp	0880-00-0000	高知県宿毛市	（株）□□建設				●	https://□□・・・・・
	●		●	●	●		●		●		高知 ◎◎			kochi@******.co.jp	088-000-0000	高知県高知市	（株）◎◎◎コンサルタント		●			https://◎◎・・・・・

※ホームページへの掲載は、支援地域別も掲載する

改正理由

・名称訂正

・構成変更
※依頼者が講師選定しやすいようにするため。

・公表内容を追加
※依頼者が講師選定をしやすいようにするため。（「対応可能な取り組み」「PR コメント」は、これまでも公表するものとして申請頂いている）

・支援地域別でも HP に掲載する。

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
ＩＣＴ専任講師登録制度 【実施要領】 i-Construction 四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議 四国ＩＣＴ施工活用促進部会 令和６年１２月	（改正案） ＩＣＴ専任講師登録制度 【実施要領】 i-Construction 四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議 四国ＩＣＴ施工活用促進部会 令和８年●●月	

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
１．本制度の目的 ＩＣＴの先駆者を「ＩＣＴ専任講師」として登録し、必要な時に実践的な支援等が　　受けられることにより、更なるＩＣＴ活用工事の普及促進を図るとともにＩＣＴの内製化を推進することを目的とする。 ＩＣＴの活用について、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面において　　サポートするものである。	**１．本制度の目的** 本制度は、四国地方におけるＩＣＴ施工の普及促進を図るとともにＩＣＴの内製化を推進することを目的とし、幅広く一般に導入できる状況を目指し、自主的に技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ＩＣＴの先駆者を「ＩＣＴ専任講師」として登録し、発注者や施工者等が持つ技術的な疑問点や課題等について、必要な時に実践的な支援等が受けられる体制を構築するものである。	・明確化
２．ＩＣＴ専任講師の活動内容 ＩＣＴの先駆者をＩＣＴ専任講師として、四国地方整備局インフラＤＸ推進本部会議に登録を行い「ＩＣＴ専任講師登録名簿」を四国地方整備局i-Construction推進ホームページ（以下、「四国地整i-Construction HP」という）に掲載している。 ＩＣＴの支援等を必要とする者（自治体や特殊法人等）や受注者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等）が、四国地整i-Construction HPに掲載する「ＩＣＴ専任講師登録名簿」の内容を参照し、条件に合うＩＣＴ専任講師から相談や助言、技術的指導を依頼する時に参考とすることができる。 ＩＣＴ能力区分は講師が支援できる内容であり、区分については以下のとおりである。 区分Ⅰ　・・・　３次元起工測量（測量から点群データ作成） 区分Ⅱ　・・・　３次元設計データ作成 区分Ⅲ　・・・　ＩＣＴ建設機械による施工関係 区分Ⅳ　・・・　３次元出来形管理等の施工管理 区分Ⅴ　・・・　総合マネジメント（施工計画）	**２．ＩＣＴ専任講師の活動内容** ＩＣＴ専任講師は、ＩＣＴ施工等の支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の区分について相談や助言、技術的指導（以下「技術支援等」という。）を行う。 ①３次元起工測量（測量から点群データ作成） ＵＡＶ やレーザースキャナー等「３次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた３次元測量に関する技術支援等。 ②３次元設計データ作成 ３次元設計データ作成に関する技術支援等。 ③ＩＣＴ建設機械による施工関係 ＩＣＴ建設機械を用いた施工に関する技術支援等。 ④３次元出来形管理等の施工管理 ＵＡＶやレーザースキャナー等「３次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた出来形・品質等の管理に関する技術支援等。 ⑤総合マネジメント（施工計画） 「ＩＣＴの全面的な活用」の技術・費用・工期等の生産性向上についての施工計画などの工事全体的なマネジメントの支援を行うものである。 ⑥ＩＣＴ施工の研修・講習会 四国地方整備局や依頼者が実施する研修・講習会等に対する協力。	・明確化 ※登録要領にあわす
	３．ＩＣＴ専任講師の登録 （１）登録区分 ＩＣＴ専任講師の登録区分は、以下に示すとおりである。 区分Ⅰ　・・・　３次元起工測量（測量から点群データ作成） 区分Ⅱ　・・・　３次元設計データ作成 区分Ⅲ　・・・　ＩＣＴ建設機械による施工関係 区分Ⅳ　・・・　３次元出来形管理等の施工管理 区分Ⅴ　・・・　総合マネジメント（施工計画） 区分Ⅵ　・・・　ＩＣＴ施工の研修・講習会 （２）登録対象 ＩＣＴ技術に対し、２．に示すいずれかの技術支援等を実施できる技術者である。 （３）四国地整i-Construction HPへの掲載 「ＩＣＴ専任講師登録制度【登録要領】」に基づき登録を受けた者は、ＩＣＴ専任講師として、「ＩＣＴ専任講師名簿」（別紙－２）にとりまとめ、四国地整i-Construction HPに掲載する。 掲載ＵＲＬ：http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/index.html （４）登録期間 登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。	・追加 ※依頼者にも必要な情報であるため

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
	（５）活動の休止 ＩＣＴ専任講師は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当した場合は、活動を休止するものとする。 部会長は、必要と判断した場合、ＩＣＴ専任講師に活動の休止を求めることができるものとする。 （６）登録の変更及び抹消 ＩＣＴ専任講師は、連絡先等登録事項に変更が生じた場合又は登録解除の申し出を行う場合は、速やかに報告しなければならない。手続きは応募受付の手続きに準じるものとする。 登録を受けたＩＣＴ専任講師登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、ＩＣＴに関する技術支援等が実施できないと認めたとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。	
３．依頼の方法 ＩＣＴ専任講師への依頼は、「四国地整i-Construction HP」の「ＩＣＴ専任講師名簿」を参考に直接依頼を行うものとする。 依頼をされたＩＣＴ専任講師は、申請者へ直接回答するものとする。 なお、受注者が依頼する内容によりＩＣＴ専任講師が支援できない場合があることに留意するものとする。 また、実施において不利益等が生じた場合は、ＩＣＴ専任講師と依頼者間で解決するものとする。	**４．技術支援等の実施** 依頼から実施までのフローは「依頼から実施までのフロー」（別紙―３）のとおり。 （１）依頼方法 依頼者は、四国地整i-Construction HP掲載の「ＩＣＴ専任講師名簿」を参考に、条件に合うＩＣＴ専任講師に直接依頼するものとする。 依頼者は、依頼内容を明確に伝え技術支援等の可否を確認するものとする。 なお、依頼する内容によりＩＣＴ専任講師が支援できない場合があることに留意するものとする。また、実施において不利益等が生じた場合は、ＩＣＴ専任講師と依頼者間で解決するものとする。	・可読性向上 ・明確化 ・可読性向上
４．実施状況報告 支援終了後、実施報告書（様式－１）を作成し、事務局へ提出するものとする。 受領した報告書は事務局でとりまとめを行い、活動報告として「四国地整i-Construction HP」へ掲載する。	（２）実施状況報告 依頼をされたＩＣＴ専任講師は、依頼内容を確認のうえ、技術支援等の可否を判断し、依頼者へ直接回答するものとする。 技術支援等を実施する場合には、支援終了後、実施報告書（別記様式－２）を作成し、ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局へ電子メールにて提出するものとする。 なお、実施報告書については、活動報告として「四国地整i-Construction HP」へ掲載する予定であるが、掲載を希望しない場合には提出様式にその旨記載すること。 報告先：ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局 メールアドレス： icon-s88ok@mlit.go.jp （四国地整 インフラＤＸ四国相談室）	・提出を促すため報告先を続けて記載。

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
「依頼から実施までのフロー」 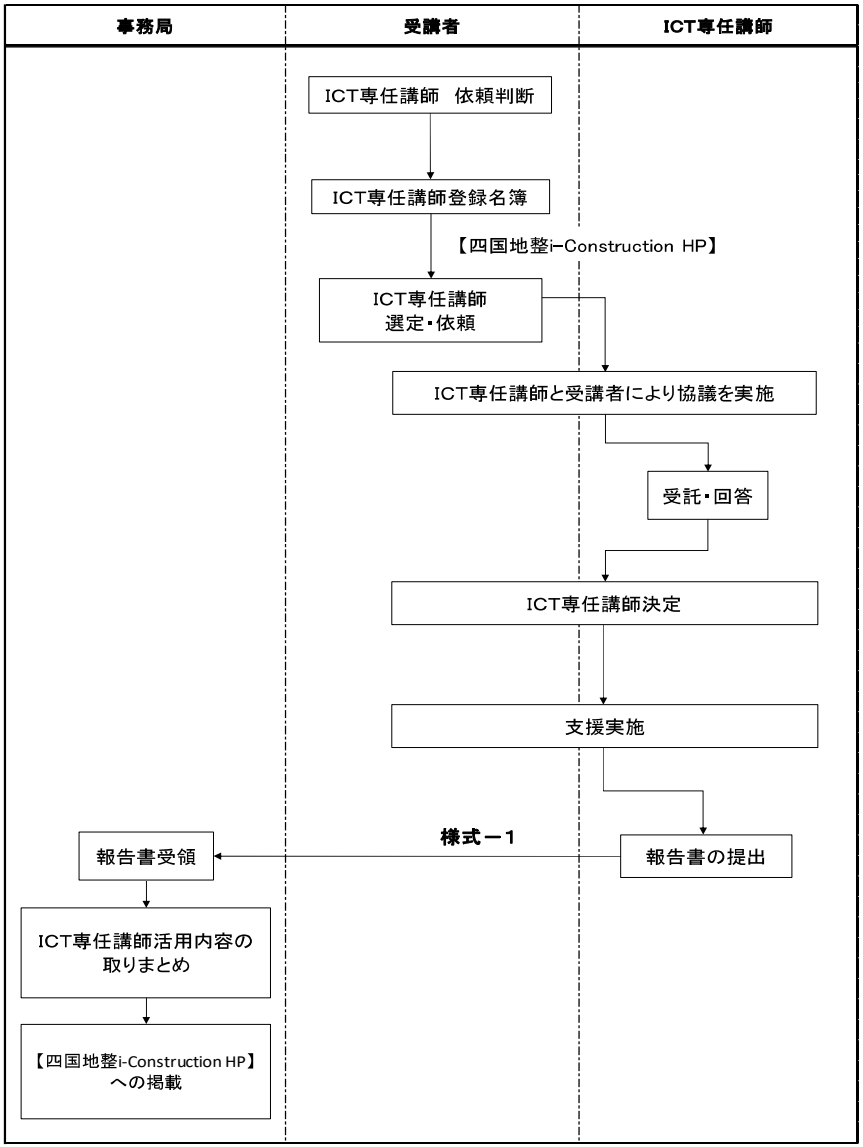 		・可読性向上のため、文中のフローを別紙―３に変更

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
５．費用負担 技術支援に対する費用はＩＣＴ専任講師と依頼者で協議し決定するものとする。 **６．依頼者の責務** ＩＣＴ専任講師の支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。 **７．実施報告書の提出先、問い合わせ先** 提出先　：　「ＩＣＴ専任講師登録制度」事務局 提出方法　：　電子メール　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：icon-s88ok@mlit.go.jp （四国地整 インフラＤＸ四国相談室）	（３）費用負担 技術支援等に対する費用はＩＣＴ専任講師と依頼者で協議し決定するものとする。 （４）依頼者の責務 ＩＣＴ専任講師の支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。 **５．その他** （１）遵守事項 ①　ＩＣＴ技術の先駆者である「ＩＣＴ専任講師」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、四国地方における i-Construction の推進に尽力すること。 ②　ＩＣＴ専任講師の信用を失墜させるような行為を行わないこと。 ③　ＩＣＴ専任講師は、技術支援等において知り得た情報は適切に管理すること。 また、事務局への報告を除き、技術支援等において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。 **６．ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局** 本要領に関する質問・問い合わせ先は、以下のとおりとする。 ＩＣＴ専任講師登録制度 事務局 〒７６０－８５５４　香川県高松市サンポート３－３３ 四国地方整備局　企画部　技術管理課、施工企画課 電 話：０８７－８１１－８３１２（施工企画課直通） メールアドレス：icon-s88ok@mlit.go.jp （四国地整 インフラＤＸ四国相談室） （付則） 本要領は、令和　６年１１月２９日施行 令和　８年　●月　●日改正	・（１）追加 ※遵守する事項を明文化するため ・明確化

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
	（別紙－2） **ICT専任講師名簿** 令和　○年　○月○○日現在 四国地方整備局インフラDX推進本部会議　四国ICT施工活用促進部会  ※ホームページへの掲載は、支援地域別も掲載する	登録要領と同じものため、同じ番号とする。

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
	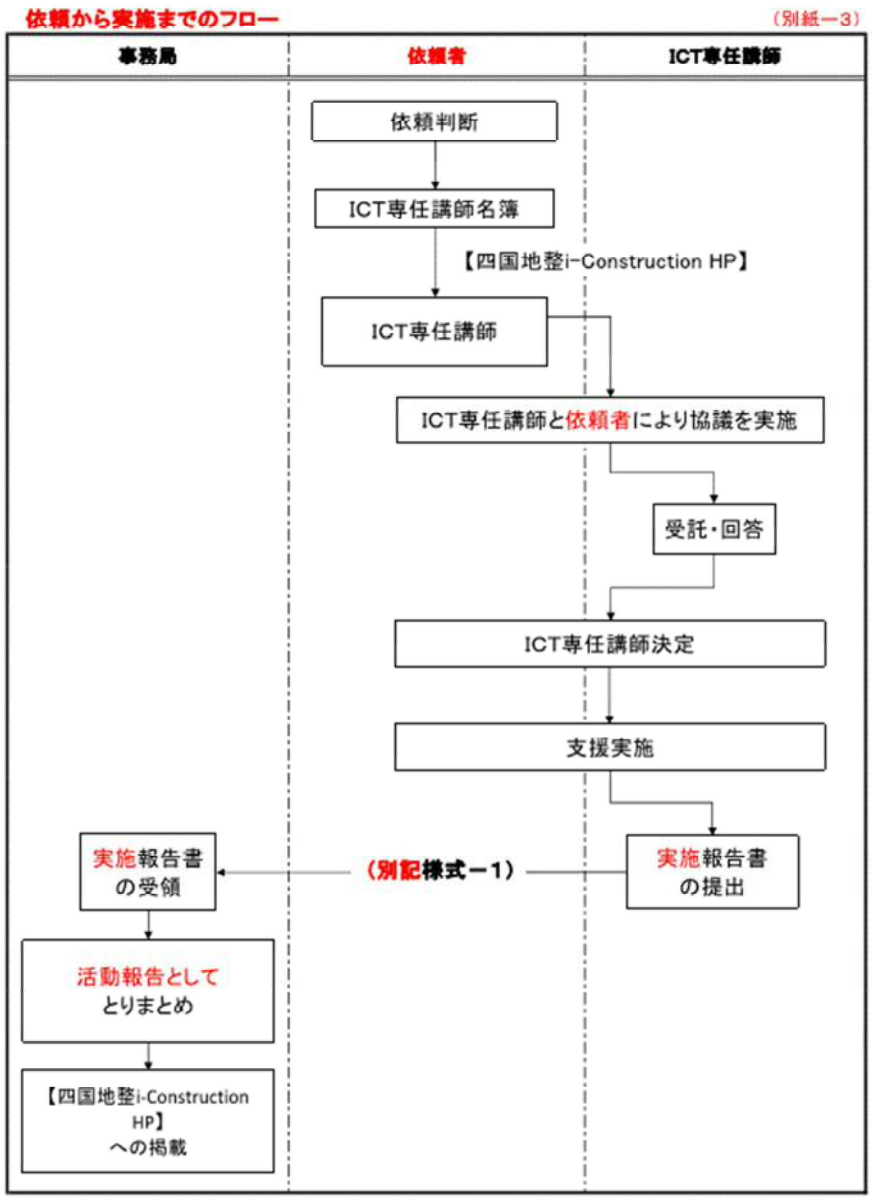	・受講者を依頼者に修正し、明確化 ・本文との文言を整合

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行

様式－1

ＩＣＴ専任講師　実施報告書

1	依頼日	
2	対応ICT専任講師　会社・氏名	
3	依頼者所属　氏名	
4	依頼及び問合せ内容	
5	対象人数（講習会、現地指導等の場合）	
6	有償又は無償	

7　アドバイス及び実施内容を記入して下さい。

改正案

（別記様式－2）

四国地方整備局　ＩＣＴ専任講師登録制度
実施報告書

1	実施日		令和　年　月　日（　）○○～○○
2	ICT専任講師名		
3	依頼者		
4	実施場所	支援地域	□ 徳島県 □ 香川県 □ 愛媛県 □ 高知県
5	対象人数		
6	支援区分	技術支援	□ Ⅰ　3次元起工測量 □ Ⅱ　3次元設計データ作成 □ Ⅲ　ICT建設機械による施工関係 □ Ⅳ　3次元出来形管理等の施工管理 □ Ⅴ　総合マネジメント（施工計画） □ Ⅵ　ICT施工の研修・講習会
7	実施内容		○ 写真　●●状況 写真　●●状況

改正理由

・登録要領と違う様式名とする。
・タイトル修正
・依頼日から実施日に修正

・実施場所を入力からチェックに変更

・支援区分を追加

・有償無償を削除

・実施内容を簡略化し、報告書を１枚に変更

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
8　実施状況の写真等があれば添付願います		

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行

様式－1

ＩＣＴ専任講師　実施報告書

記 載 例

1	依頼日	令和●年●月●日
2	対応ICT専任講師　会社・氏名	株式会社 ●●●●
3	依頼者所属　氏名	●●(株) ●●部　●●●●
4	依頼及び問合せ内容	現場にてUAVを使って3次元測量を行う。監督員を集めて現場勉強会も行うので、指導をお願いしたい。
5	対象人数（講習会、現地指導等の場合）	60人
6	有償又は無償	無償

7　アドバイス及び実施内容を記入して下さい。

●●●……

改正案

（別記様式－2）

四国地方整備局　ＩＣＴ専任講師登録制度
実施報告書

記 載 例

1	実施日		令和8年10月20日（火） 14:00～15:00
2	ICT専任講師名		四国 一郎
3	依頼者		(株)●●会社 ▼▼
4	実施場所	支援地域	☐ 徳島県 ☑ 香川県　東かがわ市 ☐ 愛媛県 ☐ 高知県
5	対象人数		概ね30人
6	支援区分	技術支援	☐ Ⅰ 3次元起工測量 ☐ Ⅱ 3次元設計データ作成 ☐ Ⅲ ICT建設機械による施工関係 ☐ Ⅳ 3次元出来形管理等の施工管理 ☐ Ⅴ 総合マネジメント（施工計画） ☑ Ⅵ ICT施工の研修・講習会
7	実施内容		○… 写真　●●状況 写真　●●状況

改正理由

ICT 専任講師登録制度【実施要領】の改正について

現行	改正案	改正理由
